

中核市移行基本計画（案）概要

1 中核市移行基本計画の策定趣旨（P. 1）

小田原市及び南足柄市は、自律的な総合行政体を引き続き標榜するとともに、県西地域の核としての役割を果たし続けていくため、両市での中核市への移行に際して期待されるメリット及び課題を精査し、移行作業を円滑に進められるよう本計画を策定する。

2 中核市制度の概要（P. 2～4）

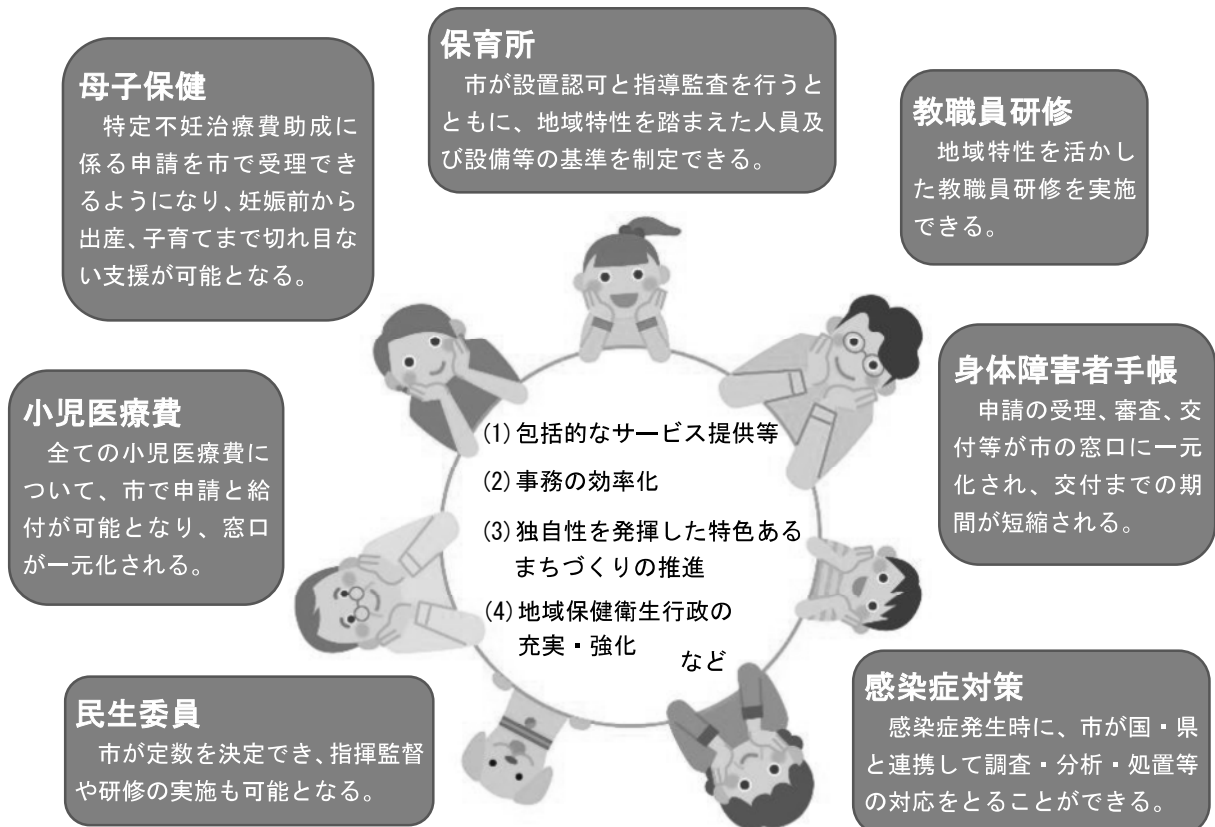
中核市は、指定都市が処理する事務のうち、県が実施する方が効率的である事務を除くものについて、県からの移譲を受けて実施する。

【県から移譲される事務数】

分野	事務数（条項数）			小計
	区分			
	法律・政令	府省令・通知・要綱	県単独事業	
民生行政	419	19	4	442
保健衛生行政	774	252	309	1,335
環境行政	264	0	2	266
都市計画・建設行政	74	0	0	74
文教行政	23	2	0	25
その他	5	0	0	5
合計	1,559	273	315	2,147

3 中核市への移行による具体の効果（P. 5～8）

中核市への移行により、市民生活に関わる多くの事務が県から移譲され、より住民に身近な市が事務を実施することで様々な効果が見込まれる。



4 中核市への移行に当たっての基本方針等（P. 9～10）

- ・ 権能強化による幅広い施策展開と、きめ細かく高度な行政サービスを実現する。
- ・ 合併後の市が進める諸施策の強力な推進力とする。
- ・ 県西地域の中心的都市としての存在感、発信力を高める。

移行の時期は、準備期間及び合併に伴う人員調整等を考慮し、合併後3～5年程度を目標とする。

5 中核市への移行事務の実施方針（P. 11～18）

（1）職員の確保・育成の実施方針

事務量の増加や専門性を要する事務の移譲に対応するため、職員の増員数を77人と見込む。
職員の育成は、県等での実務研修や県内保健所設置市との職員交流について調整する。

（2）施設等の整備の実施方針

保健所は、「小田原市保健センター内」もしくは「南足柄市保健医療福祉センター内」に整備することを優先的に検討するが、必要に応じて機能の分散も含め他の施設の活用についても検討する。

（3）移行の推進体制整備の実施方針

中核市への移行準備を推進するための組織のほか、特に専門性が高い保健所整備に特化した推進組織の設置についても検討する。

6 中核市への移行による財政への影響（P. 19～20）

（1）財政への影響

項 目		影響見込額
歳入	基準財政需要額の増	1,410,270 千円
	財源移譲額	161,077 千円
	中核市移行に伴う歳入増 (A)	1,571,347 千円
歳出	移譲事務の処理に係る人件費の増	552,000 千円
	移譲事務の処理等に係る事業費の増	512,967 千円
	既存事業に係る県負担金等の減による負担増	363,016 千円
	中核市移行に伴う歳出増 (B)	1,427,983 千円
財政収支見込額 (A) - (B)		143,364 千円

※職員の増員数は、事務の統合による削減と他市での状況等も勘案し、69人として試算した。

（2）初期投資経費等

保健所施設や検査機器等の整備に係る初期投資経費については、改めて精査する。